

# 学校感染症による出席停止について

東京都立目黒高等学校長

学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症には出席停止期間が定められております。出席停止期間中は、欠席扱いとはなりません。休養と体力回復のためだけでなく、学校内での感染拡大を防ぐためにも、治癒するまでご自宅で療養するようお願いいたします。

登校を再開する場合には、右側の「インフルエンザ等 学校感染症の罹患届」を保護者の方がご記入いただき、担任までご提出ください（担任保管）。

## 学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

	考え方	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	感染症予防法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く）	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで  ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
第一種	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		条件によっては出席停止の措置が考えられるもの	その他の感染症 （溶連菌感染症 A型肝炎、B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など

## インフルエンザ等 学校感染症の罹患届（保護者記入）

東京都立目黒高等学校長 様

下記の学校感染症により療養しておりましたが、出席停止の期間療養し、回復したため  
登校します。

年 組 番 氏名

感染症名

療養期間（学校を休んだ期間）

令和 年 月 日（ ） から

令和 年 月 日（ ） まで

受診した医療機関名・電話番号

医療機関名

電話番号

この届出の提出日 令和 年 月 日

保護者氏名

記載内容に不備がある場合や、病気の症状等により、学校から受診した医療機関に確認を  
取らせていただくことがあります。